

筑波大学教職員組合 つくば連絡会ニュース

2003年1月23日(木) No. 6

発行・編集責任者 松本栄次(地球)

連絡先: 内線5012(齋藤静夫)

ホームページ <http://fweb.midi.co.jp/~wout/>

E-mail wout@fweb.midi.co.jp

本年もよろしくお願ひいたします

「昨年までの筑波大学教職員組合東京本部とつくば連絡会の活動」

2000年12月 つくば連絡会結成

2001年 7月 大学本部交渉・学長回答、学長と面談

9月 第1回法人化問題シンポジウムに112名参集

2002年

2月 学長へ要望書 「非公務員化問題」で、国大協に公務員型選択を要望する事

3月 学長へ要望書 「全教員ポスト任期制問題」で、65歳定年延長と別に議論する事

3月 第2回法人化問題セミナーに55名参集

4月 学長へ要望書 「教員任期制」「医短教員の身分確保」「任期制の同意強要問題」など

5月 大学本部交渉・学長回答

7月 学長へ要望書 「60歳定年職員の再任用」「研究協力部職員の病院業務の問題」など

9月 大学本部交渉・学長回答、学長と面談

9月 第3回法人化問題シンポジウム77名参集

教職員を対象として、連絡会ニュースを各号2,500枚配布しています。
その経費は、組合員費と教職員個人からの寄付で賄っています。

組合費は月額1,700円(年14ヶ月)です。

ご賛同の方は、【口座番号】00150-9-659656【口座名称】筑大職組つくば連絡会
にお振り込み下さい。ご連絡くだされば、指定の郵便振込用紙をお送りします。

本学でも、「過半数労働組合」もしくは「過半数を代表する者」選出を準備しよう。

< 国立大学法人法案をめぐる状況 >

さまざまな情報を総合すると、現状は以下のようにまとめられます。

1. 法案の条文はすでに完成していると思われます。
2. 法案作成作業のなかで、文部科学省側が作成した「国立大学法人法案の概要(骨子素案)」(以下、「概要」)が、少なくない大学の執行部に伝わっています。この「概要」には多くのバージョンがあるようです。
3. 国立大学法人法案に伴って提出される関連法案は相当数ののぼりますが、国立大学設置法が規定する「国立学校」の設置形態も大幅に改変されると思われます。
4. 1月31日に国大協法人化特別委員会が、2月10日に学長会議が予定されています。さらに、2月20日の国大協法人化特別委員会を経て、2月末に法案の閣議決定、直ちに国会上册、というスケジュールが組まれています。

参考資料として、「国立大学法人法案の概要(骨子素案)」を次ページ以下に掲載します。
(アンダーラインは、本ニュース発行者)

国立大学法人法案の概要（骨子素案）

平成 14 年 12 月 25 日

I. 総則

1. 「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法案の定めるところにより設置される法人を言う。

学校教育法第 2 条を次のように修正

学校は、国（国立大学法人を含む）、地方公共団体及び学校法人のみが、これを設置することができる。

学校教育法上、法人化後も「国立大学」。

独立行政法人通則法に規定する独立行政法人ではなく、国立大学に相応しい「国立大学法人」（独立行政法人通則法の規定は必要に応じ準用）。

2. 国は、この法律の運用に当たっては、大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に配慮しなければならない。
3. 国立大学法人（89 法人）及び大学共同利用機関法人（4 法人）の名称を定める。
4. 政府からの出資、追加出資及び追加現物出資について定める。
5. 国立大学法人及び大学共同利用機関法人を評価するための「国立大学法人評価委員会」を置く。
国立大学法人評価委員会が中期目標期間終了時の評価を行うに当たっては、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う教育研究評価の結果を尊重しなければならない。

II. 組織及び業務

（役員）

6. 国立大学法人の役員として学長、理事及び監事を置く。

（役員会）

7. 学長は、次の事項について決定する際には役員会（学長及び理事で構成）の議を経なければならない。

- 1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画
- 2) 文部科学大臣の認可・承認を受けなければならない事項
- 3) 予算の編成・執行、決算
- 4) その他役員会が定める重要事項

（学長の任命）

8. 学長の任命は国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

9. 8 の国立大学法人の申出は、

- 1) 学長及び役員（経営協議会委員又は評議員である者に限る。）
- 2) 経営協議会の学外役員で経営協議会から選出される者
- 3) 評議会の代表者で構成される「学長選考会議」の選考に基づき行うものとする。
- 4) 2) 及び 3) は同数とし、それぞれ学長選考会議の委員の総数の 3 分の 1 を超えるものでなければならない。

（理事及び監事）

10. 理事は学長が、監事は文部科学大臣が任命する。

その際、現に当該国立大学法人の役員又は職員ではない者（学外者）が含まれるようにしなければならない。

（役員任期）

11. 学長の任期は、6 年を超えない範囲内で、学長選考会議の議に基づき、各国立大学法人が定める。
理事の任期は、6 年を超えない範囲内で、学長が定める（ただし、学長の任期を超えてはならない）。
監事の任期は、2 年とする。

（役員解任）

12. 文部科学大臣は、心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化等の場合には、学長選考会議の申出をまって、学長を解任することができる。

学長は、心身の故障、職務上の義務違反、業績悪化等の場合には、理事を解任することができる。

（経営協議会）

13. 国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として「経営協議会」を置く。

14. 経営協議会は、

- 1) 学長
 - 2) 学長が指名する役員及び職員
 - 3) 評議会の意見を聴いて学長が任命する学外有識者（学外役員）で構成され、3)の学外役員が2分の1を超えるものでなければならない。
- 15 経営協議会は、
- 1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画のうち経営に関する事項
 - 2) 会計規程、役員報酬基準、職員給与基準その他経営に関する重要な規則の制定・改廃
 - 3) 予算の編成・執行、決算
 - 4) 組織編制、学生定員
 - 5) 経営面での自己評価
 - 6) その他国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する。
- 16 経営協議会の議長は学長を充て、議長は経営協議会を主宰する。
(評議会)
- 17 国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として「評議会」を置く。
- 18 評議会は、
- 1) 学長
 - 2) 学長が指名する役員
 - 3) 学部長、研究科長、附置研究所長その他の重要な教育研究組織の長で評議会が定める者
 - 4) その他評議会が定めるところにより学長が任命する職員
- で構成される。
- 19 評議会は、
- 1) 中期目標についての意見、中期計画及び年度計画のうち教学に関する事項
 - 2) 学則その他の教育研究に関する重要な規則の制定・改廃
 - 3) 教育研究組織
 - 4) 教員人事に関する事項
 - 5) 教育課程編成の方針
 - 6) 学生の厚生・補導
 - 7) 学生の入退学や学位授与等の方針
 - 8) 教育研究面での自己評価
 - 9) その他国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する。
- 20 評議会の議長は学長を充て、議長は評議会を主宰する。
(学部、研究科等)
- 21 学部及び研究科並びに附属学校及び附置研究所は文部科学省令で規定する。
(国立大学法人の業務)
- 22 国立大学法人の業務を定めるとともに、国立大学の研究成果を活用する事業等を実施する者に対して出資できることを定める。
- III. 中期目標等
- 23 文部科学大臣は、6年を期間とする中期目標を定める。
中期目標は、
- 1) 教育研究の質の向上に関する事項
 - 2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 3) 財務内容の改善に関する事項
 - 4) 自己評価や情報発信に関する事項
 - 5) その他の重要事項を定める。
- 文部科学大臣は、中期目標を定めるに当たっては、あらかじめ、国立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 24 国立大学法人は、中期目標に基づき中期計画を作成し、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- IV. 財務及び会計
- 25 積立金の処分、長期借入金、財産処分収入の独立行政法人国立大学財務・経営センター（仮称）への一部納付等について定める。

V. その他

26 国立大学法人評価委員会は、平成 15 年 10 月 1 日に設置する。

国立大学法人は、平成 16 年 4 月 1 日に設置する。

27 国立大学法人移行の際の学長は、原則として現在の任期まで引き続き学長となる。

28 現在の国立大学の職員は国立大学法人が引き継ぐとともに、権利義務も継承する。

29 附属病院の整備や移転整備のための国立大学特別会計の長期借入金は、独立行政法人国立大学財務・経営センター（仮称）が引き継ぐとともに、関係する国立大学法人が分担して負担する。

< 補足説明 >

「国立大学法人法案の概要（骨子素案）」の意味

法案の内容がいかなるものになるかは、「法人化」そのものに直結します。昨年 3 月の調査検討会議「最終報告」は、ひとつの審議機関の答申にすぎませんでした。法案は、それによって国立大学の「法人化」の具体的な内容が確定されるという意味で、決定的に重要な意味をもっています。

1. 「国立大学法人」による「国立大学」の設置

「概要」の重要な特徴の一つは、法人組織と大学組織の二重性を認めた点にあります。「概要の 1 総則」によれば、「国立大学法人とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。」と規定されます。これは、私立学校法第 3 条の規定（「この法律において「学校法人」とは、私立学校の設立を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう」）と文言形式はほとんど一致します。つまり、「概要」においては、「国立大学法人」は「国立大学」の設置者であり、「国立大学」は当該法人によって設置される大学となります。

これは、「最終報告」が明記した「学校教育法上は国を設置者とする」（最終報告 12～13 頁）という命題にも、また国大協法人化特別委員会法制グループの意見にも異なっています。この間、内閣法制局筋から設置形態問題でクレームがあったと伝えられてきました。文部科学省は譲歩を強いられたのでしょうか？

国立大学法人の設置する大学は、「国立大学」です。「概要」において学校教育法第 2 条の修正として記載されているように、国立大学法人は「国」に含まれるものとされ、したがって国立大学法人の設置する大学は、学校教育法上は、国が設置する大学（学教法 2 条 2 項）、つまり国立大学とみなされるのです。

国を直接の設置主体とする場合と、国に含まれる国立大学法人が設置主体となる場合でどのような具体的な差異が生じるか、慎重に検討する必要があります。最も重要な問題は、大学の管理運営が「大学」の組織によってなされるべきであることです。

2. 大学の組織と法人の組織

調査検討会議の「最終報告」は、「『大学』としての運営組織と別に『法人』としての固有の組織は設けない」（14 頁）と述べていました。国立大学法人と国立大学の組織は一体のものとして考えられていたと言ってよいでしょう。しかし、「概要」においては、考え方が一転しています。

「概要」のめざす法案は、「経営」の組織としての「法人」の組織・権限を明確にすることによって、「大学」つまり「研究教育の組織」の権限を極小化する危険性をもっています。「最終報告」以上に、学外者の参加する役員会・経営協議会の権限を強化すること、大学構成員の代表者で構成する評議会の権限を弱めること、教学に対する経営の優位を確保することに、「概要」の主眼があるようです。

問題は、「法人」の組織がどのように組織されるかということです。

3. 身分の承継

「V その他」で、国立大学職員の権利義務が国立大学法人に継承されるとされています。しかし、身分の承継問題は、これを規定する具体的な文言が確定するまでは完結しません。また、「非公務員化」に関する記述がなく、「非公務員化」がすでに確定した政策であるとしても、不思議です。

要求 学長は法人化後の職員の身分を非公務員とすることに反対せよ！

陳情 学長は医短 4 年制化に伴って教員を降任・降級させた理由を説明し、降任を是正して下さい！